平成２７年（フ）第６９９号
千葉県松戸市牧の原２番地の53　牧の原公団住宅２街区７棟106号
債務者　三笠　敬治
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金成　英一
4　破産債権の届出期間　平成28年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月18日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５７４号
静岡県浜松市中区富塚町202番地の30
債務者　鈴木　勲平
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　英次
4　破産債権の届出期間　平成28年２月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５４４号
静岡県浜松市北区三方原町16番地の１
債務者　小島　信夫
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外山　弘宰
4　破産債権の届出期間　平成28年２月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月20日午後３時
6　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
鳥取県米子市永江881番地55―１棟423号
債務者　柳原　卓也
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　敬幸
4　破産債権の届出期間　平成28年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後２時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第４８９号
兵庫県加古川市加古川町粟津326番地の２ロワール101号
債務者　濱谷　浩司
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　文造
4　破産債権の届出期間　平成28年２月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月28日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３５４号
和歌山県有田郡有田川町大字中野106番地１
債務者　林　　重厚
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藏田　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月10日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第９８２号
神戸市中央区国香通５丁目２番７号　ＫＭＳコート302号
債務者　山本　清悟
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹治　典彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７７号
兵庫県洲本市本町５丁目２番19号
債務者　湊　　格
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第５２６４号
大阪府東大阪市小阪本町１丁目12番10号
債務者　華原　逢馨
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田興治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３２号
長崎県長崎市本石灰町６番26号　古井田ビル201号、旧住所長崎県雲仙市小浜町北野2404番地
債務者　関　　美玲（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　一成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月11日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３７２号
埼玉県上尾市栄町６番27号　プログ栄町102、旧住所埼玉県上尾市大字戸崎120番地５
債務者　岩田　友和
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田川高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
広島県竹原市吉名町5174番地１
債務者　西村　　朗
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　誠吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１７０号
群馬県館林市新栄町1985番地の10、前住所東京都港区芝３丁目34番１―1904号
債務者　鈴木凱星こと　李　　凱星
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月28日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１４３６号
埼玉県上尾市大字上野294番地１
債務者　深井　　進
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀口　泰之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第８１号
北海道岩見沢市美園１条１丁目３番12号　目黒マンション３号
債務者　安田あゆみ
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部